

放課後児童クラブの設備及び運営の基準

(「放課後児童クラブの基準に関する専門委員会報告書」(平成25年12月25日付け)を基に作成)

項目	区分	国の基準(案)	柏市の基準(案)
従事する者	従	<ul style="list-style-type: none"> ○ 省令に定める資格水準としては、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」第38条第2項各号に定める者であって所定の研修を受講した者 ○ 職員のうち1人は有資格者とすることが適当 <p>【第38条第2項各号に定める者とは】</p> <p>保育士、幼稚園・学校の教諭、高卒等で児童福祉事業経験2年以上など</p> <p>【所定の研修とは】</p> <p>主に以下のような知識・技能の習得のための研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的な生活習慣習得の援助 ・ 自立に向けた支援 ・ 家庭と連携した生活支援等に必要な知識・技能の補完 	同左
員数	従	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職員は2人以上配置を原則 ○ 専任の職員は有資格者であることが適当 	同左
児童の集団の規模	参	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童の集団の規模は概ね40人までとすることが適当 ○ 40人を超えるクラブについては複数のクラブに分割するか、1つのクラブの中で複数の集団に分けて対応するよう努める ○ 児童数の考え方は、毎日利用する児童の人数に、一時的に利用する児童の平均利用人数を加えた形で捉えることが適当 	同左
施設・設備	参	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業の実施時間帯を通じて専用で利用できる部屋(スペース)であること ○ 生活の場としての機能が十分に確保される場所 ○ 面積については、児童一人当たり1.65㎡以上を確保することが適当 ○ 静養スペースを設けることが適当 	同左
開所日数	参	<ul style="list-style-type: none"> ○ 年間250日以上を原則とする 	<p>※現行基準どおり</p> <p>下記①から③を除く日において開所(概ね年間290日)</p> <p>①日曜日</p> <p>②国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「国民の休日」という。)</p> <p>③1月2日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで</p>

項目	区分	国の基準（案）	柏市の基準（案）
開所時間	参	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平日は1日3時間以上，休日は1日8時間以上とし地域の実情や保護者の就労状況等を考慮して，事業を行う者が定めることが適当 ○ 子ども・子育て支援事業計画の作成に当たって把握する利用希望等も勘案して設定することが必要 	<p>※現行基準どおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ①月曜日から金曜日までは午後1時30分から午後7時まで ②土曜日は午前8時から午後6時30分まで ③柏市立小学校及び中学校管理規則第19条の2第1号から第4号までに規定する休業日の月曜日から金曜日までは，午前8時から午後7時まで <p>①から③の規定にかかわらず，市長が必要と認める場合は，これを変更することができる。</p>
その他	参	○ 非常災害対策，虐待等の禁止，秘密の保持，児童の権利擁護や職員の倫理等について省令上の定め，基準への位置づけについて検討が必要	同左

(参考)

区分	効果	備考
従うべき基準 (従)	必ず適合しなければならない基準	法令等の「従うべき基準」と異なる内容を定めることは許容されないが，当該基準に従う範囲内で，地域の実情に応じた内容を定めることは許容されます。
参酌すべき基準 (参)	十分参照しなければならない基準	法令等の「参酌すべき基準」を十分参照した結果であれば，地域の実情に応じて，異なる内容を定めることは許容されます。